

県民交通災害共済制度のご案内

県民交通災害共済は、茨城県全市町村が共同で運営しており、住民の方であれば年齢制限なくどなたでも加入することができ、会員が交通事故により怪我や死亡等の災害に遭われた場合に見舞金をお支払いする相互共済制度です。会員になることで交通安全の意識を一層高めるとともに、万が一の交通事故に備えてご家族みんなで加入しましょう。

加入 できる方

茨城県内の市町村に住民登録されている方であれば、年齢・健康状態を問わず、どなたでもご加入いただけます。

会費について (年間)

900円(中学生以下500円)

※9月30日以降に申込まれた方は半額となります。

申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入のうえ、会費を添えて居住地の市役所・町村役場等にお申込み下さい。団体で加入する方法もありますので、市役所・町村役場にご相談下さい。

※年度途中からでも、随時加入することができます。

対象となる 交通事故

①自動車、バイク、自転車等、車両運転中及び乗車中における事故(転倒含む)

②歩行中に走行中の車両と接触した等の事故

※上記交通事故の発生場所は、国内の道路上での事故が対象となります。

※加入期間中の事故が対象となります。

交通事故に あったら

すぐに警察署に届け出て、交通事故証明書を交付してもらるようにして下さい。

見舞金請求 手続きについて

下記の書類と印鑑を持って、ご加入いただいた市町村窓口で請求して下さい。

①**会員証** 【受傷時、加入していたことがわかるもの】

②**運転免許証** 【免許の必要な車両を運転中の事故のとき】

③**交通事故証明書** 【自動車安全運転センター所長発行のもの】

※この事故証明書(受傷した会員の氏名が記載されているもの)が提出できないときは、過去3年の共済年度以降2回以上給付を受けている場合を除いて、「申立書」により請求することが可能ですが、見舞金は最高3万円までの給付となります。

④**所定の診断書(施術証明書)** ※**診断書の用紙は市役所又は町村役場にあります。**

※所定の診断書の内容を満たす診断書でも認められる場合があるので、市町村担当窓口にお問い合わせください。

※医師による診断書、柔道整復師・鍼灸師による施術証明書が必要です。事故当初の加療見込の診断書は使用できません。

※同日に通院日又は入院日が重複しているときは、1日として計算されます。

※過去3年の共済年度以降既に2回以上給付を受けている場合は、医師による診断書が必要となります。

⑤**委任状**

【受傷者(未成年者〔18歳未満〕の場合は親権者)以外の方が請求する際は委任状が必要です。】

※上記の書類のほか必要と認める書類の提出を求める場合があります。

請求期限

事故日の翌日から起算して**2年以内**となります。

※請求期間経過後の請求は、無効になります。

請求の 流れ



加入されました「会員証のウラ」とこの用紙をよく読んでおきましょう。

お問合せは、居住地の市役所・町村役場窓口へ

県民交通災害共済加入申込書

●世帯主氏名

●住所

(TEL)

申込者氏名/生年月日

会 費

円

大・昭・平・令 年 月 日 生

円

大・昭・平・令 年 月 日 生

円

大・昭・平・令 年 月 日 生

円

大・昭・平・令 年 月 日 生

円

大・昭・平・令 年 月 日 生

円

大・昭・平・令 年 月 日 生

一 般 中学生以下 合 計

人 人 人

合計金額

円